

重要事項説明書

訪問看護

株式会社リベルケア

訪問看護リベル 西大宮

訪問看護重要事項説明書〔令和6年6月1日現在〕

1 概要：訪問看護リベル 西大宮

(1) サービス提供地域

訪問看護ステーション名	訪問看護リベル 西大宮
所在地	埼玉県さいたま市西区西遊馬1261-1
サービス提供地域	さいたま市、上尾市

(2) 営業時間

月～金	9:00 ~ 17:00
-----	--------------

※土・日・祝日および12月29日～1月3日は休日となっております。

(3) サービス職員体制

管理者	1名
看護師	2.5名以上

2 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

株式会社リベルケアが開設する訪問看護リベル 西大宮(以下「事業所」という)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という)が、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

<運営の方針>

1. 指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2. 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 サービスの内容

- (1) 身体疾患・精神疾患による症状、障害の観察、健康相談(血圧・熱・呼吸・脈拍等の測定、症状の観察と助言、生活指導、環境整備等)
- (2) 日常生活の看護(清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助等)
- (3) 医師の指示による医療処置(褥瘡等の処置、吸引、人工呼吸器・胃瘻・在宅酸素・留置カテーテル等チューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談)
- (4) 認知症の看護(認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言)
- (5) リハビリテーション
* 理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であることをご了承下さい。
- (6) 療養環境の調整と支援
- (7) 疼痛の緩和と看護
- (8) その他 (家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改修の相談)

4 利用料金

(1) 介護保険による利用料(1単位:11.05円、自己負担1割とした場合)

サービス内容	単位数	自己負担額
訪問看護費(20分未満)	314単位	347円
(20分以上30分未満)	471単位	521円
(30分以上60分未満)	823単位	910円
(60分以上90分未満)	1128単位	1,247円
理学・作業療法士、言語聴覚士の場合 (1回20分以上、6回/週まで)	294単位	325円
長時間訪問看護加算 (60分以上90分未満の訪問看護に続き行う場合に算定) (特別管理加算Ⅰ及びⅡの対象者に限る)	300単位	332円
複数名訪問看護加算 30分未満(看護師2名)	254単位	281円
30分以上	402単位	445円
30分未満(看護補助者同行)	201単位	223円
30分以上	317単位	351円
夜間・早朝加算(18時～22時、6時～8時)	基本単位の25%加算	
深夜加算	基本単位の50%加算	
緊急時訪問看護加算Ⅰ(1月につき)	600単位	663円
特別管理加算Ⅰ(1月につき)	500単位	553円
特別管理加算Ⅱ(1月につき)	250単位	277円
退院時共同指導加算 (退院後翌日以降の初回訪問時)	600単位	663円
初回加算Ⅰ(初回の訪問時のみ)	350単位	387円
初回加算Ⅱ(初回の訪問時のみ)	300単位	332円
ターミナルケア加算	2500単位	2763円
口腔連携強化加算(1回につき)	50単位	56円

(2) 定期巡回

サービス内容・加算	単位数	自己負担額
要介護1～4	2,961単位	3272円
要介護5	3,754単位	4,149円
医療保険:特別指示期間減算(1日につき)	▲97単位	▲108円
緊急時訪問看護加算(1月につき)	574単位	635円
特別管理加算Ⅰ(1月につき)	500単位	553円
特別管理加算Ⅱ(1月につき)	250単位	277円
退院時共同指導加算	600単位	663円
初回加算	300単位	332円
ターミナルケア加算(死亡月)	2,000単位	2,210円

(3) 医療保険による訪問看護利用料(自己負担額は年齢等に応じて1~3割となります)

診療内容	算定回数等	診療報酬
訪問看護管理療養費(月の初日の訪問)	1回	7,670円
訪問看護管理療養費Ⅰ(2日目以降)	1日につき	3,000円
訪問看護管理療養費Ⅱ(2日目以降)	1日につき	2,500円
訪問看護基本療養費Ⅰ(1日につき)	週3日目まで	5,550円
	週4日目以降	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ	週3日目まで	5,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ(同一日に2人まで)	週4日目まで	6,550円
(同一日に3人以上)	週3日目まで	2,780円
	週4日目以降	3,280円
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中1回目(基準告示第2の1に規定する疾病等は2回)	8,500円
難病等複数回訪問看護加算	1日に2回の場合	4,500円
	1日に3回の場合	8,000円
緊急訪問看護加算(在宅療養支援診療所の主治医)月14日まで	1日につき	2,650円
緊急訪問看護加算(在宅療養支援診療所の主治医)月15日目以降	1日につき	2,000円
長時間訪問看護加算	週1日	5,200円
複数名訪問看護加算	週1日	4,500円
夜間・早朝訪問看護加算	1回につき	2,100円
深夜訪問看護加算	1回につき	4,200円
24時間対応体制加算(届け出)	月1回	6800円
特別管理加算Ⅰ(1月につき)	月1回	5,000円
特別管理加算Ⅱ(1月につき)	月1回	2,500円
退院支援指導加算	退院後翌日以降の初回訪問時	6,000円
退院時共同指導加算	退院後翌日以降の初回訪問時	8,000円
在宅患者連携指導加算 ※ただし特別の関係での算定不可	月1回	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ※ただし特別の関係での算定不可	月2回	2,000円
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000円
訪問看護情報提供療養費	月1回	1,500円
乳幼児加算(6歳未満)月1回	厚生労働大臣が定めるもの	1,800円
	上記以外	1,300円

(4) 医療保険による精神科訪問看護の利用料(自己負担は年齢等に応じて1~3割となります)

サービス内容	算定回数等	診療報酬
訪問看護管理療養費(月の初日の訪問)	月1回	7,670円
訪問看護管理療養費Ⅰ(2日目以降の訪問)	1日につき	3,000円
訪問看護管理療養費Ⅱ(2日目以降)	1日につき	2,500円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ(1日につき)	週3日目まで	5,550円
	週4日目以降	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅲ(同一建物で2人/日まで)	週3日目まで	5,550円
	週4日目以降	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅲ(同一建物で3人/日以上)	週3日目まで	2,780円
	週4日目以降	3,280円
訪問看護基本療養費Ⅳ	入院中1回(基準告示第2の1に規定する疾病等は2回)	8,500円
精神科複数回訪問加算(精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する利用者に限る)	1日に2回の場合	4,500円
	1日に3回の場合	8,000円
精神科緊急訪問看護加算(月14日まで)	1日につき	2,650円
精神科緊急訪問看護加算(月15日以降)	1日につき	2,000円
長時間訪問看護加算	週1日を限度	5,200円
複数名訪問看護加算	週1日を限度	4,500円
夜間・早朝訪問看護加算	1回につき	2,100円
深夜訪問看護加算	1回につき	4,200円
24時間対応体制加算(届け出)	月1回	6,800円
特別管理加算Ⅰ(1月につき)	月1回	5,000円
特別管理加算Ⅱ(1月につき)	月1回	2,500円
退院支援指導加算	退院後翌日以降の初回訪問時	6,000円
退院時共同指導加算	退院後翌日以降の初回訪問時	8,000円
在宅患者連携指導加算 ※ただし特別の関係での算定不可	月1回	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ※ただし特別の関係での算定不可	月2回限り	2,000円
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000円
訪問看護情報提供療養費	月1回	1,500円
精神科重症患者支援管理連携加算イ	月1回	8,400円
精神科重症患者支援管理連携加算ロ	月1回	5,800円

※保険証の負担割合、公費により自己負担額は異なります。

(5) その他サービスの加算料金

項目	基本料金
自費サービス(30分)	4,400円(税込み)/回

(4) キャンセル料金

キャンセル料金は不要ですが、キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡下さい。

(連絡先：訪問看護リベル 西大宮 TEL:048-606-4430)

(5) 交通費

交通費は不要です。

(6) 料金の支払方法

- ①毎月末締めとし、翌月中に当月分の料金を請求いたしますので、翌月末までに振込にてお支払い下さい。振込手数料はご利用者様負担となります。ただし、口座振替をご利用の場合はご利用翌月の26日付で自動的に振替されます。振替手数料は弊社が負担いたします。
- ②難病法等に基づく医療費助成制度を受けられている利用者においては、自己負担額計算のため、当月の最終訪問日に自己負担上限額管理票をご提示下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでご相談下さい。

重要事項説明後に訪問看護計画を作成しサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

利用者がサービス提供地域外に転居し、それによりサービスの提供継続が困難と見込まれる場合は、終了2週間前までに通知いたします。

③自動終了(以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します)

- ・利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合(3ヶ月以上)
- ・サービスを休止して3ヶ月以上経過した場合
- ・利用者が亡くなられた場合

④その他

・入院、入所等により1ヶ月以上の利用を休止された場合、利用再開については当事業所の状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者へ他の利用可能な時間や曜日を提示し、あらためて調整させていただきます。

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者はサービスの中止を申し出ることによって即座にサービスを終了することができます。

・サービスの提供を中止する場合

- (1) 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず1ヶ月以内に支払わない場合
- (2) 利用者やご家族の方等が、当事業所や当事業所のサービス職員に対して暴力等の迷惑行為を行った場合(当事業所より利用者へ通知することで、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます)
- (3) 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合速やかに申告して下さい。治癒するまでサービスの利用はお断りさせて頂く場合がございます。
- (4) 雪や台風による天候不良時には利用者の了解を得た上で、訪問日時を変更する場合がございます。
- (5) 前後の訪問状況や、他利用者との訪問予定の調整のため、訪問日時の変更を相談させて頂く場合がございます。

ざいます。

- ・ 保険証等について、初回利用時、毎月1回、保険証等の変更時に確認及び複写をさせていただきます。
- ・ 看護師等は年金の管理、金銭の取り扱い等はいたしません。

6 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者または利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について当事業所の責任を問えない場合はこの限りではありません。

7 弊社が提供するサービスについての相談・苦情等の窓口

設置主体	連絡先	担当者
訪問看護リベル 西大宮	048-606-4430	管理者
さいたま市西区役所	048-620-2668	健康福祉部 高齢介護課
さいたま市	048-829-1264	保健福祉局 長寿応援部介護保険課
埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568	介護福祉課 苦情対応係

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

株式会社リベルケア
訪問看護リベル 西大宮 説明者

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

年 月 日

利用者氏名

署名代行者氏名

署名代行事由()